

## 西精工株式会社を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第2号として、西精工株式会社を平成21年9月15日付けで認定しました。一般事業主行動計画の策定が努力義務である従業員数が300人以下の事業主としては県内初となります。



平成21年10月2日の認定通知書交付式において、加藤局長から認定通知書の交付を受ける西精工株式会社の西社長（右端）



認定マーク「くるみん」

### 西精工株式会社の取組の概要

#### 1 行動計画の期間

平成18年7月14日～平成21年7月31日

#### 2 行動計画の目標

- ① 育児休業期間について、理由の如何を問わず取得できる期間を、子が1歳6ヶ月に達する日以上とする。
- ② 子の看護休暇について年10日以上取得できるようにする。
- ③ 小学生未満の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

#### 3 取組結果

- ① 育児休業期間について、理由の如何を問わず子が1歳6ヶ月に達する日まで取得できる制度に改正し、就業規則に規定。
- ② 子の看護休暇について、年10日取得できる制度に改正し、就業規則に規定。
- ③ 小学生未満の子を持つ社員が利用できる短時間勤務制度を導入し、就業規則に規定。(①～③について朝礼時等に周知、啓発を実施。)
- ④ 男性の育児休業取得実績 1名、女性の育児休業取得率 100%  
(出産者 8名)
- ⑤ 月に一度、ノー残業デーを実施。
- ⑥ 二交替勤務者の有給休暇の計画付与の実施。